

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和4年9月分)

令和4年10月24日  
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
自動車輸送統計調査	国土交通大臣	令和4年10月以降の調査から、以下のとおり、調査計画を変更  ○調査方法の変更 これまで郵送のみであった、オンライン回答用のログイン情報の送付方法として、メールアドレスを事前に登録した報告者に対し電子メールにより送付する方法を追加	R4.9.28

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。